

年 月 日

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局
畜水産安全管理課 飼料検査指導班

飼料添加物製造（輸入）業者のみなさまへ

飼料添加物の製造（輸入）にあたり、以下の項目を御確認いただいた上で、飼料添加物製造（輸入）業者届に添付いただきますよう、御協力をお願いいたします。

↓自社で確認した上で、該当する場合にチェック

飼料添加物の製造に、遺伝子組換えの原料（菌、酵素、培地成分等）を使用していないことを確認しています。

【注意】 遺伝子組換えの原料は、農林水産大臣が認めたものだけが使用できます。

- ・ 高度精製品
- ・ セルフクローニング又はナチュラルオカレンスに該当する生物
など

詳細は、農林水産省のホームページも御確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/biofeed_20.html

御 社 名 : _____

御 担 当 者 名 : _____

電 話 番 号 : _____

メー ル ア ド レ ス : _____